

# 加入申込書

国立市商工会会長 様

国立市商工会に加入いたしたく、下記事項を記入のうえ申し込みます。

令和 年 月 日

## 個人情報の利用目的について

取得した個人情報は、本会が行う経営改善普及事業及び地域振興に係る次の業務における必要な範囲に限り、商工会及び広域連携する商工会、都道府県商工会連合会、全国商工会連合会で共同利用いたします。

- ①商工会法第16条の定める、会費徴収に係る業務。
- ②小規模事業者等に対する、経営革新、経営一般、情報化、金融、税務、労働、取引、環境対策、記帳機械化等の相談・指導ならびに講習会等を実施する上での計画、遂行、連絡。
- ③総会や検定試験等の開催案内等。
- ④産業祭・物産展等地域振興に係る事業を実施する上での計画、遂行、連絡。
- ⑤国や県、市町村に向けた中小企業政策提言資料の作成。
- ⑥その他商工会法第11条に定める事業に係る業務。

※裏面に本商工会の定款及び運営規約（一部抜粋版）を記載しています。

〒

所在地

法人名

名称(屋号)

フリガナ  
代表者氏名

印

電 話	事業所 携 帯 自 宅			業 種	卸売・小売・サービス・製造・建設 その他（ ）
F A X	— —			営業内容 (主な取扱品目)	
E-Mail				創 業 年 月 日	年 月 日
資本金 (法人のみ)	万円			地区内開業 年 月 日	年 月 日
従業員数 (正社員のみ)	雇用 人	家族 人	合計 人	会費 取扱い	振替・振込・商店会集金 その他( )
定休日					金融機関名等(※口座振替の場合)
郵送物宛先 (所在地と違う場合) 〒	国立営業所・その他				所属商店会 商店会

加入金額	2,000 円	会費月額	円	月より	部会	商・工・建・飲
------	---------	------	---	-----	----	---------

## 商工会処理欄

SHOKO	会費台帳	基本会費台帳	カルテ	加入承認 年月日	受付者	会員 No.

【参考】 定款(目的)

**第1条** 本商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

【参考】 定款(事業の範囲) ※一部抜粋

**第8条** 商工会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
2. 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
3. 商工業に関する調査研究を行うこと。
4. 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
5. 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。
6. 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
7. 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
8. 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
9. 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
10. 前各号に掲げるもののほか、本商工会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

【参考】 運営規約(会費)

**第6条** 会費が経済の著しい変動、天災、火災等不慮の事故及び疾病等により、事業に甚大な被害を被ったとき、または会長が特に認める事由があるときは、会費及び手数料等の払込みを猶予又は減額若しくは免除することができる。

- 2 前項の適用を受けようとする者は、会長にその旨を申し出、理事会の承認を得なければならない。
- 3 前項の申し出があったときは、理事会においてその諾否を決定し、その結果を当該会員に通知するものとする。

**第7条** 会員が既に払込んだ会費、加入金、手数料及び使用料は、理由の有無にかかわらず返還しない。  
ただし、過誤により払込んだ場合は、この限りではない。

**第8条** 会員が会費、特別賦課金及び手数料等の納入を怠ったときは、納付すべき金額に対し、納期から納入の日までの期間について、年利率12パーセントを乗じて計算した額の過怠金を徴収することができる。

- 2 前項の過怠金を課するときは、当該会員に対し、予めその旨を通知しなければならない。

一般会員の会費基準

従業員数	金額	従業員数	金額
2人以下	1,500	10～19人以下	3,000
3～4人以下	2,000	20～29人以下	3,500
5～9人以下	2,500	30～50人以下	4,500

(注)①個人事業所は、家族3人までの従業員を2人と見做す。

②市内の商店会に属している場合は、上記の金額の500円引きとなります。

③従業員数に変更があった場合は商工会までご連絡ください。

【参考】 運営規約(脱退) ※一部抜粋

**第9条** 会員資格喪失・死亡・解散の規定により本商工会を脱退した者(死亡又は解散の場合は相続人又は清算人)は、様式第4号による脱退届を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、未納会費その他本会に対し債務を負担しているときは、脱退する日までに完納しなければならない。